

テーマ 3 開示書類の一本化は強制適用すべきか、それとも任意適用にとどめるべきか。

A 案：強制適用すべき

B 案：任意適用すべき

<作問の趣旨・背景>

現行制度では会社法と金融商品取引法に基づく開示が二重化している中で、日本公認会計士協会が一本化の強制適用を提言するなど議論が進んでいる。今後、サステナビリティ情報の拡充などにより開示書類が増えていくことが想定される中で、開示書類の一本化の是非を題材として、情報の量と質のバランスや実務負担との関係を考えながら、開示書類が本来どのような役割を果たすべきかを見つめ直すことを目的とする。

A 案：「強制適用すべき」に賛成

理由① 企業の実務負担の大幅軽減

上場企業は現在、会社法に基づく事業報告等と金融商品取引法に基づく有価証券報告書という重複の多い2つの法定開示書類を作成する必要がある。

この点、一本化の強制適用により、書類作成の重複作業（内容・整合性の確認、別途監査対応など）が根本的に解消でき、作成コストや時間、人的リソースの削減が期待できる。

特に、サステナビリティ情報の拡充などにより追加の開示負担が増える中で、効率化の追求に対するニーズも高まっている。

理由② 開示・監査の一本化による負担軽減と比較可能性の確保

開示内容の一本化により、書類間の矛盾や記載漏れのリスクが低下し、全体としての情報品質が向上する。また、強制適用により、会計監査や保証業務を一本化することで、監査法人側の重複作業や企業側の複数対応を解消し、運用効率を高められる。

さらに、任意適用とすると、一本化を選択しない企業が混在し、比較可能性が損なわれるおそれがある。よって強制適用とすることで企業および監査法人双方において、開示書類作成の効率化が図られ、負担軽減につながる。

理由③ 投資家および株主の利便性と資本市場の信頼性の向上

1つの書類に必要な情報がすべて集約されるため、投資家は複数の書類を横断的に確認する手間がなくなり、理解しやすさ・比較可能性が向上する。また、作成や監査プロセスの効率化が進み、株主総会前の早期開示が促進されやすくなるため、株主が議決権行使を行う上での十分な検討時間を確保できるようになる。